

対象者各位

早期退職に係る募集実施要項

令和 5 年 4 月 26 日

国立国会図書館長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号。以下「退職手当法」という。）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

本制度は、実施権者が、年齢、職位等を特定した早期退職希望者を募集・認定し、自己都合退職よりも割増しされた退職手当を支給するものである。

1. 募集の対象

国立国会図書館に勤務する者のうち、国会職員の給与等に関する規程（昭和 22 年 10 月 16 日両院議長決定）の指定職給料表又は行政職給料表（一）の適用を受ける職員で、昭和 39 年 4 月 2 日から昭和 49 年 4 月 1 日までに生まれたものかつ退職手当の計算の基礎となる勤続期間が令和 6 年 3 月 31 日時点で 25 年以上のもの（注 1、注 2 参照）

2. 募集人数（認定予定者数）

4 名

3. 募集の期間（約 4 週間）

令和 5 年 5 月 10 日（水）午前 10 時から

令和 5 年 6 月 7 日（水）午後 5 時まで

※都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

4. 退職すべき期間

令和 5 年 12 月 31 日（日）から令和 6 年 3 月 31 日（日）まで

※下記（注 3）の不認定になる場合を除き、応募申請書が提出された応募者ごとに認定し、上記退職すべき期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式 1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、6.に記載の早期退職募集受付・問合せ窓口（XXXXXXXXXX）宛てに電子メールで提出する。

(別添 1)

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
※令和 5 年 6 月下旬に通知する予定
※不認定になる場合は(注 3)のとおり。
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙様式 2)に必要事項を記入の上、退職すべき期日の前日までに、6.に記載の早期退職募集受付・問合せ窓口に提出する。
- ④ 認定が無効になるときは、退職手当法第 8 条の 2 第 8 項による。

6. 本件に関する相談先(早期退職募集受付・問合せ窓口)

総務部人事課課長補佐

電話:

電子メール:

(注 1) 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和 5 年 5 月 10 日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和 5 年 5 月 10 日から令和 5 年 6 月 7 日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注 2) 勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間により計算される。ただし、私事傷病による休職、育児休業等の期間は、その全部又は一部が在職期間から除算される。

参考：退職手当制度の概要(人事院)

<https://www.jinji.go.jp/shogai-sekkei//taite/1-1.html>

(注 3) 応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (5) 上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数 4 名を超え、別添「退職手当法第 8 条の 2 第 5 項ただし書に規定する必要な方法」等による場合

(別添 1)

(別添)

「退職手当法第 8 条の 2 第 5 項ただし書に規定する必要な方法」等について

1. 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法

- ① 募集人数は 4 名とする。
- ② 募集実施要項（注 3）に掲げる（1）から（4）までのいずれにも該当しない応募者の数が 4 名を超える場合には、次の方法に従い当該応募者について認定する。
 - （ア） 生年月日の早い順
 - （イ） （前記（ア）の生年月日と同じ職員がいる場合）退職手当の計算の基礎となる勤続期間の長い順

2. 応募申請書の提出に関する留意事項

応募の翌々日（土日祝日は除く。）までに受付担当から受付を行ったことに関する連絡がない場合には、問合せ窓口に問い合わせること。